

**チェコ  
実用新案法**

2000年4月6日法令集法律第116号により改正された1992年9月24日法令集法律第478号  
(2001年法令集法律第4号完全文)

2000年5月10日施行(第9条(3), 第10a条及び経過規定第1項及び第2項は2002年7月1日施行)

目次

- 第1条 基本条項
  - 第2条
  - 第3条
  - 第4条
  - 第5条
  - 第6条
  - 第7条
  - 第8条 実用新案の出願及び登録
  - 第9条
  - 第10条
  - 第10a条 欧州特許出願の実用新案出願への変更
  - 第11条
  - 第12条 実用新案の効果
  - 第13条
  - 第14条 削除
  - 第15条 実用新案保護の期間
  - 第16条
  - 第17条 実用新案の取消(cancellation)
  - 第18条
  - 第19条 保護の取消(revocation)
  - 第20条 登録簿
  - 第21条 最終規定
  - 第22条
- 2000年法令集法律第116号についての経過規定

## 第1条 基本条項

新規であり，単なる専門技術の枠を超え，産業上利用できる技術的解決は，実用新案として保護されるものとする。

## 第2条

特に次のものは技術的解決とはみなされない。

- (a) 発見，科学的理論及び数学的方法
- (b) 製品の単なる外観
- (c) 精神活動を行うための計画，法則及び方法
- (d) コンピュータ・プログラム
- (e) 情報の単なる提示

## 第3条

次のものは，実用新案として保護されない。

- (a) 公共の利益，特に人間性及び道徳性の原則に反する技術的解決
- (b) 植物又は動物の品種及び生物学的増殖材料
- (c) 生産方法又は業務活動

## 第4条

- (1) 技術的解決は，それが技術水準の一部を構成しない場合は，新規であるとみなされる。
- (2) 本法の適用上，技術水準は，出願人が優先権(第9条)を主張する日より前に公衆に利用可能となっているすべてのものを含むものとする。
- (3) 技術水準は，出願人又はその前権利者の業績の開示であって実用新案の出願前6月以内に行われたものを含まない。

## 第5条

技術的解決は，反復して経済活動に利用することが可能な場合は，産業上利用できるものとみなされる。

## 第6条

- (1) 実用新案についての保護を受ける権利は，考案者又はその権原承継人に属する。
- (2) 実用新案の考案者とは，自己の創造努力によって実用新案を考案した者である。

## 第7条

実用新案は，産業財産庁(以下「庁」という。)により実用新案登録簿(以下「登録簿」という。)に登録されるものとする。

## 第8条 実用新案の出願及び登録

- (1) 実用新案の登録は，書面による実用新案出願(以下「出願」という。)を庁に対して行うことを条件とする。
- (2) 出願は1の技術的解決のみに係るか，又は単一の発明概念を構成するよう関連付けられ

た 1 群の技術的解決に係るものでなければならない。

(3) 出願は、次に掲げる要素を含まなければならない。

(a) 実用新案の名称を明示した登録願

(b) 当該技術的解決の説明及び必要な場合は関連の書類

(c) 実用新案保護を求める対象の明瞭かつ簡潔な定義をする保護についてのクレーム

(4) 出願には、出願対象の考案者の名称を記載しなければならない。

(5) 出願は、庁によって産業財産庁公報(以下「公報」という。)で公表された個別の様式及びその他の要件に従うものでなければならない。

## 第 9 条

(1) 出願人の優先権は、出願をもって開始する。

(2) 出願人は、産業財産の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という。)に基づく優先権を既に行った出願に基づいて主張するものとし、同時に、優先権の根拠となる出願の出願日、出願番号を明示し、かつ、出願を行った国又は国際条約に基づき出願を行った機関を明示しなければならない。庁の要求がある場合は、出願人は指定された期限内に優先権の証拠を提出しなければならない。かかる証拠が提出されない場合は、優先権は考慮されないものとする。

(3) チェコ共和国での保護を求めた欧州特許出願を第 8 条に定める出願に変更する場合は、出願人は欧州特許出願に基づく優先権を主張することができる。この場合における優先権の主張については、(2)の規定を準用する。

## 第 10 条

(1) 出願人がチェコ共和国において既に同一の技術的解決について特許出願を行っている場合は、出願人は、当該特許出願の出願日又は当該特許出願に係る優先日を自己の実用新案出願について認定するよう求める権利を有する。庁は、後の実用新案出願が先の特許出願についての決定の日から 2 月以内かつ特許出願日から遅くとも 10 年以内になされることを条件として、その実用新案出願に当該特許出願の出願日又は優先日を認定するものとする。

(2) (1)に基づく権利を主張する出願人は、実用新案出願から 2 月以内に、認定を求める出願日又は優先日の根拠たる特許出願の写しを提出しなければならない。これを怠った場合、当該権利は失われる。

(3) (1)に定める期限の不遵守は許容されない。

## 第 10a 条 欧州特許出願の実用新案出願への変更

(1) 欧州特許出願の出願人が欧州特許条約第 136 条(2)に基づいて請求した場合は、庁は欧州特許出願に基づく手続を国内出願に基づく手続として開始する。

(2) (1)に定める請求がなされた場合は、庁は特別の規則に規定する出願手数料を 3 月以内に納付し、かつ、欧州特許出願のチェコ語への翻訳文を 3 通提出するよう出願人に求めるものとする。

(3) 出願人が(2)に規定する要件を満たし、かつ、欧州特許出願の実用新案出願への変更請求を庁が優先日から 20 月以内に受領した場合は、庁は欧州特許出願に基づく優先権を当該国内実用新案出願に対して付与するものとする。

## 第 11 条

- (1) 出願が第 8 条に定める要件を満たし、かつ、その対象が第 2 条、第 3 条及び第 5 条に明白に反するものでない場合は、庁は当該実用新案を登録する。
- (2) 本法に基づく保護は、実用新案の登録をもって開始する。庁は、実用新案を登録した場合は、出願人(登録により実用新案の所有者となる者)に対し、実用新案の登録証を交付し、かつ、公報においてその登録を公告する。庁はまた、実用新案の登録後、第 8 条(3)(b)及び(c)にいう書類を公表する。
- (3) 出願が第 8 条の要件を満たさない場合は、庁は、出願人に対し所定期限内に瑕疵を補正するよう求めるものとする。出願人がその期限内に瑕疵を補正しない場合は、庁は出願の手続を終了する。庁は、前記の期限を指定するに際し、(期限不遵守から生じる)結果について出願人に通知するものとする。
- (4) 出願の対象が第 2 条又は第 3 条に掲げるものを含む場合、又は第 5 条の規定に明らかに反する場合は、庁は出願を拒絶する。ただし、庁は、かかる拒絶決定を発する前に、(前記の条件から生じる)結果について出願人に通知するものとする。
- (5) 実用新案出願について行う補正及び変更は、当初なされた出願の内容を超えてはならない。
- (6) (1)による登録の時まで、出願人は出願を分割することができる。分割による出願が当初の出願の範囲を超えていない場合、及び当初の出願を分割する意志を出願人が書面で通知した時から 3 月以内に分割がなされる場合は、庁は各分割出願に当初の出願の優先権を付与する。
- (7) 出願人の請求があった場合、庁は実用新案の登録を出願日から最大 15 月延期する。

## 第 12 条 実用新案の効果

- (1) 何人も、実用新案の所有者の同意なしに、実用新案の保護を受けている技術的解決を製造し、市場に出し又は自己の経済活動に利用してはならない。
- (2) 実用新案の所有者は、実用新案の保護を受けている技術的解決を他人が使用することに同意(ライセンス)を与え、又はかかる実用新案を他人に譲渡することができる。
- (3) 後の優先権を有する特許出願により付与された特許に基づく権利は、紛争の際に、当該実用新案の所有者の同意なしに主張することはできない。

## 第 13 条

- (1) 実用新案の保護を受けている技術的解決を、その優先日より前に当該実用新案の考案者若しくは所有者と関係なく使用しているか、又はかかる使用に向けた措置を講じたことを検証できる者(以下「先使用者」という。)に対しては、当該実用新案についての権利を主張することができない。
- (2) 合意が成立しない場合、先使用者は、自己の権利の実用新案所有者による承認を求めて裁判所に提訴することができる。

## 第 14 条 削除

## 第 15 条 実用新案保護の期間

- (1) 実用新案保護の有効期間は、実用新案の出願日又は同一の対象についての先の特許出願の出願日(第 10 条及び第 10a 条)から 4 年間とする。
- (2) 実用新案の所有者から請求があった場合は、庁は、実用新案登録の有効期間の 3 年間の延長を 2 回まで認めるものとする。
- (3) 実用新案の有効期間延長の申請は、早くとも最後の有効年の期間中に行うことができる。
- (4) (1)に定める期限の満了後に実用新案の登録がなされた場合は、庁は、実用新案の所有者からの請求なしに有効期間を延長するものとする。

## 第 16 条

実用新案権は、次に掲げる時に消滅する。

- (a) その有効期間の満了
- (b) 実用新案の所有者による放棄。この場合、実用新案の所有者によるその旨の宣言書を庁が受領した日に保護は消滅する。

## 第 17 条 実用新案の取消(cancellation)

- (1) 何人からでも請求があったときは、庁は次の場合に実用新案の登録を取り消すものとする。
  - (a) その技術的解決が第 1 条及び第 3 条に定める保護に適格でない場合
  - (b) 実用新案の主題が、チェコ共和国の領域で有効な特許又は先の優先日を備えた実用新案により既に保護されている場合
  - (c) 実用新案の主題の範囲が、出願された時の内容を超えている場合
- (2) 実用新案の登録取消は、当該実用新案が登録簿に記録されなかったと同様の効果を有する。
- (3) 取消の理由が実用新案の一部にのみ係る場合は、当該実用新案はその部分についてのみ取り消されるものとする。
- (4) 実用新案の取消は、取消を請求する者が法律上の利益を証明することができる場合は、当該実用新案権の消滅(第 16 条)後であっても行うことができる。

## 第 18 条

- (1) 実用新案の登録取消の請求は、請求書 2 通を庁に提出して行うものとする。
- (2) 実用新案の登録取消の請求を行うにはそれを正当化する理由を明示し、同時に、当該請求の根拠となる裏付け証拠を提出しなければならない。当該請求が言及する証拠の表示を含め、登録取消の理由につき追加して補正を加えることはできないものとする。
- (3) 庁は、実用新案の所有者に対して当該登録取消請求についての意見を規定期限内に提出するよう求めるものとする。実用新案の所有者は、登録取消請求に対する意見を書面により 2 通提出するものとする。
- (4) 実用新案の所有者が所定期限内に意見を提出しない場合は、庁は登録を取り消す。
- (5) 実用新案の所有者が登録取消請求についての意見を規定期限内に提出した場合は、庁は登録取消請求に対する決定を行う。この決定において敗れた当事者は、特別の規則に定めるところに従い、当該実用新案取消手続についての行政手数料を支払うものとする。

## 第 19 条 保護の取消(revocation)

- (1) 実用新案の所有者が第 6 条に基づく権利者でない旨の裁判所の決定が下された場合は、庁は、請求に基づき、実用新案の保護を取り消すものとする。
- (2) (1)に基づく保護の取消請求は、裁判所の決定により実用新案保護を受ける権利があるとされた者又はその権原承継人のみがこれを行うことができる。
- (3) 実用新案の保護を受ける権利を有する者が裁判所の確定決定後 1 月以内に請求する場合は、庁はその者を実用新案の所有者として登録する。
- (4) (3)に基づく移転請求がなされない場合、庁は職権で当該実用新案の登録を取り消す。

## 第 20 条 登録簿

- (1) 庁は、実用新案保護出願及び実用新案の登録の詳細を記録する登録簿を備える。
- (2) 登録簿には各実用新案について次の事項を記載する。
  - (a) 登録番号(登録証番号)
  - (b) 登録日
  - (c) 実用新案登録の公報による公告の日
  - (d) 実用新案の名称
  - (e) 出願日及び適する場合は優先日、並びに出願番号
  - (f) 実用新案出願人の特定(人名又は社名)及び住所(本社所在地)、また代理人についてのそれら情報
  - (g) 実用新案の考案者の姓名及び住所
  - (h) 実用新案の所有者の特定(人名又は社名)及び住所(本社所在地)、また代理人についてのそれら情報
  - (i) 先使用者の権利
  - (j) 国際特許分類に基づく当該実用新案の分類
  - (k) 実用新案の譲渡
  - (l) ライセンス
  - (m) 強制ライセンス
  - (n) 登録期間の延長
  - (o) 登録の取消
  - (p) 保護の取消又は譲渡
  - (q) 保護の消滅
- (3) 庁は、実用新案の詳細事項並びに基本的に重要な公式の通知及び決定を公報により公告する。

## 第 21 条 最終規定

- (1) 本法に別段の規定がある場合を除き、行政手続に関する一般規則を実用新案についての手続に適用する。ただし、手続の終了、宣誓陳述、決定のための期限及び不履行に関する措置に係る規定はこの限りでない。
- (2) 発明、意匠及び合理化案に関する法律の規定は、実用新案に係る権利、共有権利関係、実用新案ライセンス契約の登録、実用新案の譲渡、外国との関係、庁での手続における代理、手続の停止、期限不順守の許容、書類の検査、宣言的判決、特別の規則に基づき守秘される

実用新案の登録，上訴手続，権利侵害，情報についての権利及び強制ライセンスの付与を求める権利に準用する。

(3) 庁は，本法に基づいてなされる個々の法的行為について事務手数料を徴収する。

## **第 22 条**

本法は公布の日(1992 年 10 月 26 日)から施行する。

### **2000 年法令集法律第 116 号についての経過規定**

1. 第 9 条(3)に定める欧州特許出願に基づく優先権の主張は，チェコ共和国が欧州特許条約に加入した後に行うことができる。

2. 第 10a 条に定める欧州特許出願の国内出願への変更の申請は，チェコ共和国が欧州特許条約に加入した後に行うことができる。

3. 第 18 条(7)(訳注：旧法)による権利の有効な強制若しくは防御に必要な費用の補償は，本法の施行日より前に開始された実用新案の登録取消の手続においてのみ請求することができる。